

ID: 3070

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	土地の形質の変更等の許可(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	都市計画法 第52条の2第1項(第57条の3第1項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p>【基準】</p> <p>法第52条の2第1項の規定による。 (建築等の制限)</p> <p>第52条の2 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行ない、又は建築物の建築その他工作物の建設を行なおうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの (2) 非常災害のため必要な応急措置として行なう行為 (3) 都市計画事業の施行として行なう行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日